

## 会 議 録

会議名	第3回 山陽小野田市特別職報酬等審議会
会議日時	平成25年12月25日(水) 14時～16時30分
開催場所	市役所3階 大会議室A
出席者	尾崎燎子委員、河口レイ子委員、塩田賢二委員、田中剛男委員、 信次満知子委員、平田武委員、藤村嘉彦委員、宮本政志委員、 吉川邦男委員
欠席者	伊藤博夫委員
事務局等	人事課長 小野 信、人事課主幹 大谷剛士、人事課人事係長 山本満康
会議次第	議題 (1) 市議会議員の議員報酬について (2) 市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び退職手当の額について (3) その他
会議内容	<p>○事務局から山陽小野田市特別職報酬等審議会に関する規則第5条第3項の規定により会議が成立することを報告</p> <p><b>【事務局】</b> 配付資料説明</p> <p><b>【会長】</b> 前回までの会議を踏まえ、全般について意見はないか。</p> <p><b>【委員】</b> 財政状況であるが、実質公債費率は改善方向にはきているが、財政力指数は下がっており、全体的には上向いているとまでは言えないということか。</p> <p><b>【事務局】</b> そうである。</p> <p><b>【委員】</b> 議会を傍聴していて、来年度の財政状況は歳入が減り歳出が増えることが予想されるとあった。安易な結論としてよいのかと感じる。</p> <p><b>【事務局】</b> アベノミクス効果、消費税増税等が地方経済にどう影響するかに</p>

より変わってくる。職員の給与カットは廃止するものの、新陳代謝が進んだことにより人件費総額としては減額となる見込み。しかし、福祉関係の支出は増えることが見込まれる。財政当局は、市の全体的な財政状況は楽観視できないと見込んでいる。

**【委員】**

地方交付税の減額が見込まれているようだが、それを含んでも横ばいということか。

**【事務局】**

地方交付税については平成の大合併による10年間の特例で26年度までは旧小野田市、旧山陽町の2団体分で算出されるが、その後は1団体分で算出されることとなり減額となる。ただし、詳細は不明だが、激変緩和により一気に大きな減額とはならないと思われる。

**【委員】**

新聞報道によると、「市の歳入は縮小を想定している。支出は、扶助費や繰出金の増大は避けられない。公共施設や社会資本の維持管理経費も多くなることが予測され、財政収支も徐々に悪化していることを見込んでいる。今後の課題で事業の厳選や積極的な行財政改革の推進が必要」とあり、ニュアンスが違うのでは。

この審議会は、会議録も公表され市民が見ていることも踏まえ、責任が重いし、慎重に進める必要があると感じている。

**【委員】**

専門家ではないのでよく分からないが、3月までは消費税増税による駆け込み需要が想定されるものの、それ以降はドスンと落ちるかもしれない。そこからアベノミクス効果や政府の成長戦略がどう影響してくるのかは分からないが、あまり楽観視はできないのではないか。それを踏まえ、慎重に審議する必要があると感じている。

**【委員】**

議員への期末手当は、本来支給すべきなのか。

**【事務局】**

合併後の最初の審議会で、期末手当を廃止して12カ月分の月額報酬のみと答申されたが、その後の調整で、期末手当を廃止することは困難なので、年収総額をそのままにして期末手当を支給し、月額をカットすることとなった。それで、24.812%カットという端数が発生した。

**【委員】**

数字のマジックでは。一般市民として違和感がある。条例で支給が規定されているのであれば仕方ないのかもしれないが。

**【事務局】**

期末手当を廃止すると答申されれば、その内容で条例改正し、月額報酬のみとする。ただし、期末手当を廃止する場合は、月額が現行の規定額・カット率で良いのかは慎重審議していただきたい。

**【委員】**

一般市民としては、常勤ではないのに慣習だからと言って期末手当を支給することについて、どこかで見直す必要があるように感じる。常勤とそうではないというのは区別すべきではと思う。

**【委員】**

過去の審議会にも参加しており、2年前の審議会でもそうだったが、今まで事務局からは期末手当を廃止することはできないと説明されている。しかし今回は、条例を改正すれば期末手当を廃止することは可能だと説明された。

**【事務局】**

ボーナスは日本の給与制度における慣習的なもので、心情的にも廃止することは困難と説明したものと思われる。

**【委員】**

常勤の職員とは異なるので、月額のみとし、期末手当の支給を廃止してもよいのでは。

**【委員】**

議員は常勤ではないといっても、前回議会事務局から説明があったとおり、議員は、議会中だけに限らず、市民の話を聞いたり、地域に出向いたり、情報収集をしたり、市の発展のため市民のためにいろいろな活動されている。常勤と同様にとらえて良いのでは。

**【委員】**

議員は他の仕事をされておられる方もおり、議員との両立が可能。社会一般的には、市長や市の職員とは異なり常勤ではないのでは。

**【委員】**

他に仕事をしないと議員報酬だけでは生活できないからであって、いろいろな分野から、いろいろな立場の人が、議員になりたくなるよう、ある程度の額を保障し、生活給として捉えるべきでは。

**【委員】**

議員が常勤か否かは、制度的には非常勤なのだろうが、会期中以外の活動状況を見れば、常勤に近いものと感じる。財政状況が許せばもっと高い報酬とし、なりたい人はどんどん立候補してくださいよとしてもよいのかもしれない。議員は選挙で選ばれるので、ふさわしくない人は選ばれないはず。何でも削減すればいいというもの

ではないのでは。

**【委員】**

財政状況が今後どうなるか、どのように判断してカットをどうするのかは非常に難しい問題。

**【委員】**

期末手当をどうするかカットをどうするかの方法論ではなく、この審議会は、そもそも議員及び特別職の報酬の額が適当なのか、仕事内容や活動内容に見合っているのかを審議する場だと思う。

職員も特別職も議員もカットを続けるなら、市民にも同様に負担をしてもらうべきだと感じる。

**【委員】**

私はいろいろな団体で活動しているが、団体への助成金はカットされ、この審議会の報酬も 5,300 円が 1,000 円に減額されている。1000 円頂かなくても協力するが、いろいろな面で市民にも負担がかかっており、協力しているのでは。

**【委員】**

一部には負担を感じている市民もいるが、生活保護の支給見直しの必要性やゴミのリサイクルが進んでいないことなど、大半の市民は平常無関心なのではないかと感じている。

職員の肩を持つわけではないが、私も自治会長や PTA 活動もしており、接する市の職員はいずれも非常に頑張っている。近頃の公務員バッシングには疑問を持っているし、カット廃止は当然だと思う。

また、合併時の危機的な財政状況からすれば改善されているから職員も給与カットを廃止するのであって、特別職も同様にカットを戻すのが本来では。

**【委員】**

カットを廃止してよいとまで言える財政状況、今後の見通しではないのでは。

**【委員】**

この審議会の答申は向こう 2 年間のもの。2 年後に財政状況がよくなっていればそこでカットを戻せば良いのでは。より良い人材に議員になってもらうためにはカットを廃止し、報酬額を上げる必要もあると思うが、今後、歳入が減り歳出が増えることが見込まれるのであれば、今回の審議会でもカット廃止とまでの判断はなかなか難しいのではないかと考える。

**【委員】**

それでは、議員報酬月額条例規定額を決めていきたい。

現行の月額、議長が 460,000 円、副議長が 402,000 円、委員会の委員長が 386,000 円、副委員長が 375,000 円、その他の議員が 370,000 円となっている。この額が妥当かどうか意見はあるか。

**【委員】**

変更する理由は見当たらない。据置きで良いと思う。

**【委員】**

議長、副議長は据置きが良いが、委員長、副委員長、その他の議員とで差があることに疑問を感じる。類似団体 20 市のうち、差があるのは 5 市しかなく、15 市は委員長以下が同額となっている。ちなみに委員会の委員長、副委員長は何人いるのか。

**【事務局】**

6 つの常任委員会等があり、それぞれに委員長、副委員長が置かれており、重複されているので、委員長が 5 人、副委員長が 4 人、その他の議員が 11 人となっている。

**【委員】**

委員長は委員会の議事進行、本会議場での委員長報告などされており、それなりの責任を担っている。その他の議員と同額というのはいかがなものかと思う。

**【委員】**

委員長以下の月額について意見が分かれているので、変更するかどうかを多数決を取りたい。

**【委員】**

変更が多数。では、額をどう変更するか意見はないか。

**【委員】**

現行の月額の差を縮めてはどうか。

**【委員】**

その他の議員の 370,000 円をベースに副委員長には 2,000 円上乗せし 372,000 円、委員長には 5,000 円上乗せし 375,000 円としてはいかがか。

**【委員】**

賛成多数。議長、副議長及びその他の議員は現行の条例規定額を据え置く。委員長は 375,000 円、副委員長は 372,000 円に条例規定額を変更することを答申することとする。

理由については、議長、副議長を除いて 20 人中 9 人が委員長又は副委員長であり、また類似団体と比較しても現行額ほどの差はなくてもよいものの、その責任の度合いから委員長及び副委員長の額を変更する。

【委員】

議員報酬のカットについては、市長、副市長、教育長、病院及び水道事業管理者の月額及びカットを決めたうえで議論したい。

【委員】

市長等の給料の条例規定額について意見はあるか。

変更した方が良いという意見はあるか。

【委員】

変更する理由が見当たらない。据置きで良いと思う。

【委員】

賛成多数

【委員】

それでは、市長、副市長、教育長、病院及び水道事業管理者の給料月額は現行のまま据え置くと答申することとする。

市長等の給料のカットについてはどうか。

【委員】

過去に 15%カットと答申しても、市長は自ら 20%カットとされている。3 期目であり過去からカットを続け市の財政に寄与されており大変頭が下がる。市長の意向を尊重して 20%カットのままとしてはいかがか。

【委員】

市長 20%カットなら、副市長以下も一律 20%カットとすべきではないか。

【委員】

市長等のカットは戻すべきではないか。カットするか否かは財政状況等を踏まえ市長が判断されればよい。

【事務局】

市長は今回の審議会の答申・意見を尊重し、その内容をそのまま反映し議会へ上程すると発言されている。

【委員】

市長の意向は 20%カットのままであるようだが、あまり拘らなくてもよいのではないか。職員のカットはなくなるものの、財政状況等を踏まえ特別職のカット廃止は困難。特別職のカットを続けることで職員へ影響しないのか心配だが。

【委員】

職員へ悪い方に影響することは避けたいが、財政状況等を踏まえ市長等の給料カットは継続。市長の意向には感謝するが、この審議会の答申では、市長の重責や多忙さ等を考えると 20%ではなく 10%

カットとし、副市長以下も一律 10%カット。市長と差を付ける必要がないと考える。

【委員】

賛成。

【委員】

賛成多数。市長、副市長、教育長、病院及び水道事業管理者の給料カットは一律 10%ということで意見をまとめたい。

【委員】

それでは、議員報酬のカットについてはいかがか。

【委員】

24.812%のカットをいくらか戻すことには賛成だが、何%カットとするのかは判断が難しい。

【委員】

現行の報酬額が少なすぎる。カットを廃止し、条例規定額を支給すべきであると考ええる。

【委員】

あくまで条例規定額がベースでカットするには理由が必要。カットは廃止すべきだと思うが、カットするなら議長とその他の議員では 9 万円の差があるので、その役職分をいくらかカットするというのはいかがか。

【委員】

財政状況等を踏まえ、カットを戻すことは時期尚早であると考ええる。今までも議長からその他の議員までカット率に差はない。市長等と同率の一律 10%カットで良いのではないか。

【委員】

意見が分かれているが、カット廃止という意見は少数。市長等とカット率に差をつけることは理由・根拠が必要となる。市長等と同率の 10%カットでまとめたいがいかがか。

【委員】

賛成多数。

【委員】

議員報酬のカット率は、市長等と同率の一律 10%で答申に盛り込むことに決定する。

その根拠は、財政状況等を踏まえもうしばらくの間カットを継続し、カット率については市長等に合わせることを適当であるとする。

【委員】

議員の期末手当の支給はこのままなのか。

**【委員】**

月額報酬の10%カット後の額が基礎額となり、廃止しないということ意見をもとめたい。

**【委員】**

次に、市長等の退職手当についてであるが意見はあるか。

**【委員】**

類似団体比較では、条例規定額でみると20市中2番目に高い。20%カット後で8番目。10%とすると3番目か4番目になるのでは。

**【事務局】**

他市では、退職金は長年勤務して支給されているものであり、そもそも任期4年の市長等に職員同様の退職手当が必要かと議論されているところもある。防府市においては、算出期間について月数を乗じるのではなく、職員同様に年数を乗じて算出することとなったようである。

**【委員】**

市長については、20%カットを続けられており、年収が300万円減。4年間で1200万円減額されていることを考えると変更する必要があるように感じる。

**【委員】**

月給等も含めた4年間の総額で考える必要があるのかもしれないが、高いのかどうか判断しかねる。

**【委員】**

20%カット後の市長の退職金は、県内の市では中位である。副市長は高いので検討した方が良いような気がするが、一律10%カット後の額を基礎額とし算出するのだから減額はされる。算出期間・割合はこのままで良いのでは。

**【委員】**

賛成。

**【委員】**

賛成多数。条例規定額から10%カット後の額を基礎額とし、算出期間・割合は据置き。副市長以下も同様とする内容で答申することとしたい。

それでは、本日、御審議いただいた以上の内容を答申案とし、次回、審議するということがか。

次回、第4回は、年明け1月9日の午後14時から開催する。



